

# 「働き方改革関連法説明会」のご案内

主催：愛媛労働局

「働き方改革」は、個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにするための改革です。この改革の推進のため、時間外労働の上限規制の導入や年次有給休暇の確実な取得、正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止等の措置が規定された働き方改革関連法が、2019年4月1日から順次施行されています。

愛媛労働局では、法改正の内容について理解を深めていただくため、パートタイム・有期雇用労働法を中心とした働き方改革関連法について、下記のとおり説明会を開催いたします。

本説明会では、当局職員が改正内容を説明し、終了後は個別相談会を実施します。

【要事前申込（先着順）】  
参加無料

## 1 日時

会場名	開催日	開催時間	会場
四国中央	令和元年7月18日(木) 定員：80名※	13:30～15:40	土居文化会館（ユ一ホール）2階大会議室 所在地：四国中央市土居町入野 939 電話：0896(28)6353
松山 ①	令和元年7月23日(火) 定員：80名※	13:30～15:40	松山若草合同庁舎 7階共用大会議室 所在地：松山市若草町4-3 電話：089(935)5222
松山 ②	令和元年7月25日(木) 定員：80名※	13:30～15:40	松山若草合同庁舎 7階共用大会議室 所在地：松山市若草町4-3 電話：089(935)5222
松山 ③	令和元年7月26日(金) 定員：80名※	13:30～15:40	松山若草合同庁舎 7階共用大会議室 所在地：松山市若草町4-3 電話：089(935)5222

※定員に達した場合には、別会場をご案内させていただく場合がございます。

## 2 説明内容

(1) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について (13:35～14:45)

- ◆ 不合理な待遇差の禁止
- ◆ 同一労働同一賃金ガイドライン

(2) 労働時間法制の見直しについて (14:45～15:40)

- ◆ 残業時間の上限規制
- ◆ 年5日の年次有給休暇の取得（企業に義務付け）など

※説明会終了後、個別相談会を実施します。(15:40～16:00)

3 対象者 事業主、企業の人事労務担当者等

4 参加申込・申込期限

裏面申込書にご記入の上、FAX等により令和元年7月10日(水)までにお送り下さい。

5 問い合わせ先 愛媛労働局雇用環境・均等室

〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階

☎ 089(935)5222

# 働き方改革関連法説明会 参加申込書

**FAX 089(935)5210**

(愛媛労働局 雇用環境・均等室 あて)

(事業所名)	<p style="text-align: center;">《参加希望日》</p> <p style="text-align: center;">(参加希望日に☑を入れてください)</p> <p><input type="checkbox"/> 7/18 (木) <u>四国中央会場</u></p> <p><input type="checkbox"/> 7/23 (火) 松山会場①</p> <p><input type="checkbox"/> 7/25 (木) 松山会場②</p> <p><input type="checkbox"/> 7/26 (金) 松山会場③</p>	
(住所)		
TEL ( )		
(参加者名)	<p style="text-align: center;">《個別相談会への参加希望》</p> <p style="text-align: center;">参加希望 なし あり</p>	
部署・役職名 ( )		
氏 名 ( )		
部署・役職名 ( )		
氏 名 ( )		
( )		

※お申込みいただいた個人情報は、適正に管理し、説明会の運営のみに使用いたします。